

亡母のきょうだいとの遺産分割協議

相続

事案の概要

40代 男性 会社員

母が亡くなったあとに、祖母が亡くなりました。祖母の遺産について、母のきょうだい（相談者にとっては叔父2名）らと遺産分割協議をすることになりました。叔父らきょうだい間での対立が激しく、依頼者にとっては叔父への請求には尻込みするところもあって、叔父らとの協議に関わる事への多大なストレスを相談者は抱えていました。遺産を受け取ることも断念しようか迷っているとのことで、当事務所に相談に来られました。

解決結果

依頼を受けた段階で、亡祖母の遺産を巡って、きょうだい（叔父2名）間で**不当利得返還請求訴訟**が提起されていて、きょうだい間の裁判が終結していました。

判決の内容を確認すると、祖母の財産に対する一方の叔父による私的流用が認定され、750万円もの不当利得を認める内容の和解となっておりました。その裁判を引用する形で、当方から叔父に対して同様の請求を行いました。

結果的に叔父からは**750万円を取得**し、その他祖母の遺産分割調停において、別途**250万円**を受け取る内容の遺産分割調停が成立しました。

担当弁護士からひとこと

母が先に亡くなっていたことで、祖母の**代襲相続人**という立場で、叔父らと協議に入りました。

遺産分割調停が申立てられた場所が県外ということもあって、相談者は調停の係属に消極的でありましたが、電話会議で遺産分割調停に参加しました。

叔父の私的流用を認める判決（叔父間での判決）を利用する形で、一方の叔父に対して毅然と金員を請求したところ、裁判を経ることなく、裁判と同額の請求を受け取ることができました。